

海上自衛隊北吸地区

対象防衛関係施設 の所在地	京都府舞鶴市	大字北吸小字北宿千五十九番地
対象防衛関係施設 の区域	京都府舞鶴市	字余部下及び字北吸（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	京都府舞鶴市	字余部上、字余部下、字北吸、字長浜、字浜、字森及び桃山町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 北緯三十五度二十九分十六秒、東経百三十五度二十二分四十四秒の点</li> <li>二 北緯三十五度二十九分十三秒、東経百三十五度二十三分二十六秒の点</li> <li>三 北緯三十五度二十八分五十八秒、東経百三十五度二十三分三十秒の点</li> <li>四 北緯三十五度二十八分五十一秒、東経百三十五度二十三分三十三秒の点</li> <li>五 北緯三十五度二十八分四十三秒、東経百三十五度二十三分三十七秒の点</li> <li>六 北緯三十五度二十八分四十秒、東経百三十五度二十三分四十四秒の点</li> </ul>
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</li> <li>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</li> <li>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</li> <li>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</li> </ul>		

# 海上自衛隊北吸地区周辺地域 (京都府舞鶴市大字北吸小字北宿1059番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域